

質疑書兼回答書

件名：茨木市立認定こども園

記

質問事項	回答
<u>経費負担区分 厨房内消耗品</u> 「ラップ・アルミホイル・紙カップ等は受託者負担」とありますが、施設独自の要望があり、カップ等に入れて提供した場合、費用負担は貴市と事業者のどちらになりますでしょうか。	献立の性質上必要なものは基本業者負担になります。施設独自の要望に沿った特別な盛り付けをする際に使う場合は、市負担になります。
現在の契約書では第 15 条に「契約代金額及び業務仕様内容に変更しないものとする。ただし、予測することのできない非常の事態が生じたため、契約代金額等を変更しないことが著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。」と記載されていますが、今回の契約分についてもその条文は採用されるご予定でしょうか。	今回の契約分につきましても、当該条文の採用を予定しております。
<u>入札公告 予定価格</u> 令和 5 年 11 月 10 日付に総務省より「物価高騰等を踏まえた学校給食を含む学校における食事提供等の業務の入札・契約に関する取扱いについて（通知）」にて、学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進に関する通達がなされました。その通知では、下記 3 点が明記されております。 ・学校における食事提供等の業務の契	契約書の記載内容の変更は予定しておりませんが、想定を上回る社会情勢等の変化があった際には契約書に採用を予定しております第 15 条の条文に基づき、契約金額の見直しの協議をさせていただきます。

約について、エネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定等の契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施すること。

- ・契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合に契約変更の可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。

- ・あらかじめ、いわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設けること。

また、本年 10 月 1 日より県内最低賃金は 50 円上昇しましたが、先般内閣総理大臣より 2020 年代に最低賃金の全国平均時給 1,500 円に引き上げる公約を掲げられました、最低賃金の増加とともに、これまで社会保険非加入で勤務できた従業員が加入しなければならず、その分のコスト上昇が見込まれます。

また非加入を継続するために勤務日数を少なくすることで雇用人数を増やさなければいけない可能性もございます。公約通り最低賃金の全国平均時給が 1,500 円に引き上げられる場合、今後最低賃金の上昇率はこれまで以上に非常に大きな増額となり、現在の想定を上回る社会情勢の変化に対応しなければなりません。

以上のことより、現契約第 15 条の条文とは異なり、人件費や物価が現在の想定を大きく上回る社会情勢となった場

合、契約期間中に契約代金額等の交渉に応じて頂けるよう条文の変更をお願いできますでしょうか。	
<u>仕様書説明 補足 7. 調理従事者</u> 配置人数において、土曜日は 60 食以下の日は 2 名配置ですが、平日 60 食以下の日の 3 名配置は必須でしょうか。	必須となります。（土曜日は平日と比較して食数が少なく、献立も簡易なもののため、職員配置の条件を緩和しているものです）
<u>仕様書 〈想定食数〉</u> 「台風等による警報発令時も、保育の実施にともない給食を実施する場合があります」と記載がありますが、園児様が登園せず、職員様のみが来られている場合も給食の提供は必須でしょうか。 また警報発令時は、計画運休等で当社従業員も通勤が難しい場合があると考えられますが、従業員の安全を優先させていただくことは可能でしょうか。	基本的に、職員分の給食の提供は必須です。また、台風等による警報発令が解除された時間によって、当日登園が再開され、給食提供を実施する場合等あることも考慮ください。 出勤体制については都度施設側との相談の上決めることとなりますが、上記のとおり、警報発令が解除された時間によっては園児に給食提供を実施する必要があることから、最低限の職員体制は確保いただきますようお願いいたします。
<u>提案書様式 4 整備マニュアル報告書</u> 「マニュアルの社外持ち出し厳禁の場合は、該当マニュアルの部分抜粋で作成のうえ、別途添付。」と記載ありますが、当社もマニュアルは社外秘のため部分抜粋ですと目次のみの提出となってしまうようです。こちらは評価の対象となりますでしょうか。 また、上記では評価の対象とならない場合、提出したマニュアルの写しを選考終了後に確実に破棄いただくことをお約束いただけますでしょうか。	評価に関しては外部の評価委員に評価をいただくため、評価対象となるかどうかについて市からの明確な回答は困難ですが、評価の対象とならない可能性はございます。 なお、提出いただきましたマニュアルの写し等につきましては、選考終了後に確実に破棄させていただきます。
<u>仕様書 アレルギー・宗教食・病態食</u> 貴市の方針として、今後のアレルギー・宗教食・病態食はどの程度まで対応	アレルギー・宗教食・病態食（以下「配慮食」）の受け入れは、基本的に対応する方針です。

していくのか具体的にご教示ください。（例：1 人のための別献立となる対応はしない。エキス摂取不可の宗教食は対応しない。タンパク質 15g 制限等の厳密な食事管理が必要な病態食は対応しない。等） また現在の実績をご教示ください。 近年、上記の食種の対応が増加傾向にあります。対応する食種の数・対応人数によっては人員配置の増員が見込まれる可能性があり、その場合において委託費変更を検討いただくことは可能でしょうか。 また、運営状況（配置人員数・施設設備など）によっては実施が難しい場合も出てくるかと存じますが、調理方法や運営方法について事業者の意見を受け入れていただくことは可能でしょうか。 また、貴市と協議の上、給食提供が難しいとなった場合にお弁当持参などの対応をしていただくことは可能でしょうか。	提供方法に関しては、保護者面談時に「施設で対応可能なこと」を予め説明した上で市職員・保護者・給食室の3者が納得した方法で実施できるように努めています。 現在の受け入れ状況について（全公立施設を調査対象にしています）は下記のとおりです。 ・アレルギー食（エピペン預かり有） ・宗教食 ・医療的ケア児の注入食 ・炭水化物制限食 ・ケトン食 ・乳糖不耐症 ・薬服用による禁忌食材の除去 ・発育・発達遅延に対応したきざみ・ペースト食 ・口腔機能・嚥下機能の病態に応じたきざみ・ペースト食 ・こどもの強いこだわりに配慮した別献立の提供 配慮食児の対応に関しまして、基本的に、上記実績や食数を考慮していただいた上での契約であり、委託費の変更は原則不可とします。 配慮食児の食事提供の運営については、上記のとおり「施設で対応可能なこと」を説明した上で受け入れを行うため、給食室として対応可能な調理方法や運営方法について施設側へ相談を持ち掛けることはできます。
---	---

	認定こども園で給食提供が困難な場合の弁当持参の対応については、協議の上対応を検討いたします。
--	--